

佐藤一斎學びのひろばウェブサイト制作業務仕様書

1. 業務名

佐藤一斎學びのひろばウェブサイト制作業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和7年10月10日まで

3. 業務の目的

恵那市は、旧岩村振興事務所を改修し郷土の愛着と誇りを育むと同時に、知的観光にも対応できる「まなぶ」拠点施設とすることとした。1階には「佐藤一斎學びのひろば」（以下「ひろば」という）及び恵那市中央図書館岩村分館（仮称）（以下「岩村分館」という）を整備し、令和7年10月に開館予定である。また、第2期工事として建物2階を中心に、既存の資料館等を集約した新しい歴史資料館を整備する予定である。

「ひろば」は江戸時代後期の儒学者で郷土の先人である佐藤一斎の教えを伝える施設として、「佐藤一斎と出逢える、対話する施設 ～一斎先生と対話し、現代に生きる教えを体感する～」をコンセプトに持つ。この「ひろば」が全国の人々に利用されるには、趣旨や役割、利用案内、佐藤一斎の紹介、企画・イベント情報、地域の紹介などを広く情報発信することが重要である。効果的かつタイムリーな情報発信を行い、利用者への利便性を向上させ、施設のPR及び誘客につなげるため、ウェブサイトを作成する。

4. 施設内容

（1）目的

知識や教養の向上を図り郷土への愛着と誇りを育むと共に、観光振興を図り地域活性化に寄与することを目的とし設置する。

（2）名称と位置

名称 佐藤一斎學びのひろば

位置 恵那市岩村町545番地1（旧岩村振興事務所）

（3）施設構造

①主構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階

②建築年 昭和61年（築38年）、令和6年～令和7年改修

③敷地面積 8,600.73 m² 建築面積=1,805.27 m²

④延床面積 3,280.98 m²（うち指定管理区域面積861.465 m²）

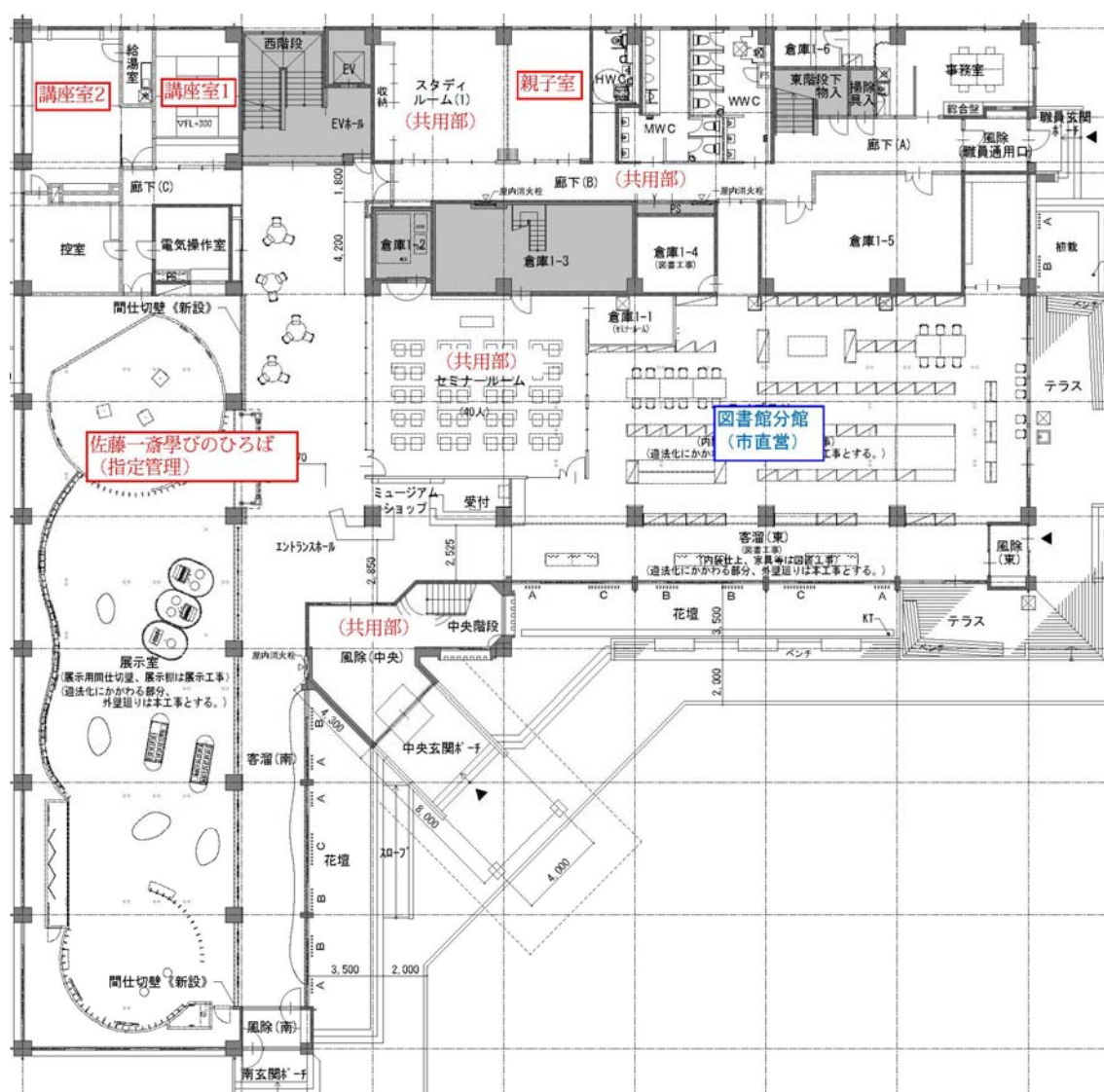
（4）管理運営等

①管理運営 指定管理者による管理運営

- ②休館日 水曜日（その日が祝日の場合はその直後の平日）
 年末年始（12月29日～1月3日）
- ③開館時間 午前9時から午後5時
- ④入館料 一般個人500円、一般団体400円、18歳以下無料の範囲内で指定管理者が定める。
- ⑤施設利用 セミナールーム、講座室1、講座室2を貸し出す。

区分	利用料金 （1時間当たり）	冷暖房料金 （1時間当たり）
セミナールーム	610円	160円
講座室1	300円	160円
講座室2	300円	160円

（5）施設見取図



※図書館分館部分は本業務に含まない。

5. 基本理念（目指すホームページ像）

以下の基本理念に則り制作すること。

- (1) 「ひろば」及び佐藤一斎の情報を通じて、訪れてみたくなるサイト
- (1) 「ひろば」のイメージを的確に視覚的に伝える優れたデザイン
- (2) 目的の情報に容易にたどり着くことができるサイト
- (3) 管理しやすく、最新の情報が迅速に効率よく簡易に発信できるサイト
- (4) ひろばをきっかけに岩村地域や恵那市の情報も伝え、地域全体の魅力発信と誘客に貢献できるサイト

6. 業務の範囲

(1) ウェブサイトの制作

- ①CMS の導入
- ②トップページのデザイン及び制作
- ③下層ページのテンプレート作成及び制作（20 ページ程度）
- ④コンテンツの作成
- ⑤サーバの確保及び設定
- ⑥操作マニュアルの作成及び研修会の開催（1 回）

(2) プレ公開及びプレ運用

- ①施設の開館を告知することを目的とした簡易ページを事前公開すること。（予定時期：令和7年8月末まで）
- ②運用開始前にプレ運用期間を設け、サイトの不具合等の確認や操作練習の期間とすること。期間中に発見された不具合等については、受託者において修正等の対応を行うこと。

(3) 業務の引継ぎ

- ①ウェブサイトの運営管理は、市が指定する施設の指定管理者が行うため、本委託業務完了までに、操作マニュアルを作成し市担当者及び指定管理者を対象に操作研修を行うこと。

なお、本業務の詳細は、本市及び指定管理者と協議の上決定することとする。

7. 業務内容

(1) ウェブサイトの基本方針

- ①最新のウェブサイトの動向や流行を分析・反映し、効果的なコンテンツや機能を提案すること。
- ②ストレスなく目的の情報にたどり着くため、デザインやカテゴリ分類、検索機能を工夫すること。
- ③サイトのベースデザイン及び下層ページのテンプレートデザインを提案すること。

- ④アクセシビリティに配慮すること。
- ⑤イラストや写真等の活用、アイコンの使用、文字サイズや配色を工夫し、好感を持たれるページを作成すること。
- ⑥動画の埋め込みやSNS連携、地図表示ができる仕組みを考慮すること。
- ⑦リンクを貼る等、既存のウェブサイトとの連携を図ること。
- ⑧専門知識や技術を持たない職員でも、容易に作成及び編集可能な CMS を導入すること。
- ⑨PC、タブレット、スマートフォン等、各種端末に対応するデザイン・構成とすること。
- ⑩SEO対策を行うこと。
- ⑪運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。
- ⑫施設のブランドイメージ及び地域セールス力の向上につながるようなデザイン、機能を提案すること。

(2) コンテンツの収集・作成

- ①市から提供する写真・文章・イラスト等を有効に活用すること。
- ②前項を補足する写真・画像等を収集すること（取材：1回程度）。
- ③イラストやアイコン等効果的に利用できるコンテンツを収集または作成すること。

(3) 基本構成

- ①サイトの基本構成は受注者が提案すること。提案を基に市及び指定管理者と協議の上、詳細を検討する。
- ②本業務で作成する下層ページのテンプレートは、サイト運用開始以降に市及び指定管理者がページ追加の際などに使用できるようにすること。

8. 組織体制等

本業務の効果的運営のため、統括責任者を置き、指示系統を明確にすること。

9. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、本市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は企画提案内容に基づき、本市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。

10. 成果物

本業務の成果物として、期限内に次のものを提出すること。

- (1) サイト構築設計書（紙媒体及び電子媒体）

- (2) 操作マニュアル（紙媒体及び電子媒体）
 - (3) その他、本市が必要とするもの
- 上記（１）（２）の電子媒体はDVD-Rに格納し納めること。

11. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵那市個人情報保護条例（平成16年10月25日恵那市条例第15号）を遵守しなければならない。

12. 著作権

- (1) 本業務で作成した成果物に関する一切の権利については、原則としてすべて市に帰属するものとする。
- (2) 成果品として納品したデータ等については、原則として市及び指定管理者が自由に再利用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。